

公益財団法人前橋市まちづくり公社広告掲載規程

平成23年3月3日
規程第21号

改正 平成28年3月23日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人前橋市まちづくり公社（以下「公社」という。）が作成する印刷物等に広告を掲載し、又は公社が所有する財産に広告を掲示すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定め、もって、公社の財源を確保するとともに、利用者サービスの向上を図ることを目的とする。

（平28規程3・一部改正）

(広告の種類)

第2条 広告掲載は、次に掲げるもののうち、理事長が適当と認めるものについて行うものとする。

- (1) 公社が作成する印刷物又は刊行物
- (2) 公社がインターネット上に公開しているホームページ（以下「公社ホームページ」という。）
- (3) 公社が所有する財産
- (4) その他広告掲載が可能と認められるもの

（平28規程3・一部改正）

(広告の範囲)

第3条 広告掲載をすることができる広告は、公社の公共的団体としての品位、公共性及び公益性を妨げないもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を損なうもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が適当でないとするもの

（平28規程3・一部改正）

(申込者の範囲)

第4条 広告掲載の申込みをすることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 企業、個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他理事長が適当と認めた者

（平28規程3・一部改正）

(募集等)

第5条 理事長は、広告掲載の募集を行うときは、募集の期間その他必要な事項を、公社ホームページ、刊行物等により周知するものとする。

2 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて理事長に申し込むものとする。

（平28規程3・一部改正）

(掲載の可否の決定)

第6条 理事長は、前条第2項の規定による申込みがあったときは、この規程及びこの規程に基づき定める基準により、広告掲載の可否を決定する。

2 理事長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、当該広告掲載を希望する者に通知する。

3 理事長は、広告掲載を可とする決定を受けた者(以下「広告主」という。)と広告掲載に係る契約を締結するものとする。

(契約期間)

第7条 広告の契約期間(以下「契約期間」という。)は年度内とし、必要により更新できるものとする。

2 契約期間の更新は、同一条件で1年間更新できるものとする。

(掲載料)

第8条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)の額は、当該広告の種類に応じ、別に定める。

2 広告主は、掲載料を指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載をすることができなかつたときは、掲載料を還付することができる。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(掲載の決定の取消し)

第10条 理事長は、公社の行政運営上支障があるとき、広告主が指定の期日までに広告の掲載料を納入しなかつたとき、その他広告掲載に係る契約の条項に違反したときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(平28規程3・一部改正)

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。